

報 道 資 料

令和2年4月30日（木）
総務部知事公室 防災統括室
担当：中西・中野・北畑
電話：0742-27-7006（ダイヤルイン）
内線 2270・2272・2302

新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止（休業）の 要請を行った県内パチンコ店の休業について

奈良県では新型コロナウイルス感染症の防止対策のため、奈良県緊急事態措置により、令和2年4月23日から感染の拡大につながるおそれのある県内の施設に対し、新型インフルエンザ等対策特別措置法第24条第9項に基づく、施設の使用制限等の協力要請を行ってきました。

中でも、パチンコ店については、県外からの来客が多いとの県民からの通報が多数あることや、業務の性質上、新型コロナウイルス感染症のまん延のおそれが高いことから、県内77店舗中、令和2年4月28日時点で休業されていない8店舗に向けて、4月30日正午までに「施設の使用停止」についてご協力をいただくよう文書で依頼いたしました。

その結果、4月30日正午現在において、文書依頼を行った8店舗の休業を確認しましたのでお知らせします（休業要請期間：5月6日（水）まで）。